

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算で得た介護報酬は、その全額を、介護職員等の賃金の改善に充ててください。

賃金改善の方法

- ① 基本給…基本給の昇給分
- ② 手当…既存の手当を増額する、又は手当を新設する
(例) 処遇改善手当、介護資格手当、役職手当、リーダー手当、夜勤特別手当（上乘せ分）
- ③ 賞与…賞与に上乘せする
- ④ 一時金…賞与以外の一時金を規定して支給する

賃金改善として認められないもの

- ・通勤手当、住宅手当などの福利厚生
- ・時間外手当、休日手当、深夜勤務手当
※労働基準法上義務づけられている割増賃金
- ・各種研修に係る参加費、教材費、交通費
- ・各種資格取得に要する費用
- ・退職手当、退職金の積立、退職手当共済制度の掛金
- ・健康診断費用
- ・物品購入費用
- ・慰安旅行の費用負担
- ・図書カード、商品券等の支給